

国家空間情報に関する法律

2009年2月6日法律第9440号 新規制定
2013年3月23日法律第11690号 最新改正

所管：国土交通部国土情報政策課

第1章 総 則

第1条（目的） この法律は、国民の空間情報システムの効率的な構築と総合的利用及び管理に関する事項を規定することにより、国土と資源を合理的に利用して、国民経済の発展に資することを目的とする。

第2条（定義） この法律において使用する用語の意味は、以下のとおりとする。〈改正2012.12.18、2013.3.23〉

- 「空間情報」とは、地上、地下、水上、水中等の空間上に存在する自然的又は人工的な客体に関する位置情報及びこれに関連する空間的認知及び意思決定に必要な情報をいう。
- 「空間情報データベース」とは、空間情報を体系的に整理して、利用者が検索して活用できるように加工した情報の集合体をいう。
- 「空間情報システム」とは、空間情報を効果的に収集、貯蔵、加工、分析及び表現することができるように相互に有機的に連携されたコンピュータのハードウェア、ソフトウェア、データベース及び人的資源の結合体をいう。
- 「管理機関」とは、空間情報を生産又は管理する中央行政機関、地方自治体、「公共機関の運営に関する法律」第4条による公共機関（以下「公共機関」という。）その他大統領令で定める民間機関をいう。
- 「国家空間情報システム」とは、管理機関が構築及び管理する空間情報システムをいう。
- 「国家空間情報統合システム」とは、第12条第3項の基本的な空間情報データベースに基づき国家空間情報システムを統合又は連携して、国土交通部長官が構築して運用する空間情報システムをいう。
- 「空間客体登録番号」とは、空間情報を効率的に管理及び活用するために自然的又は人工的な客体に付与する空間情報の唯一識別番号をいう。

第3条（国民の空間情報の福祉の増進） 国及び地方公共団体は、国民が空間情報に簡単にアクセスして活用することができるように体系的に空間情報を生産管理して公開することにより、国民の空間情報の福祉を増進させるよう努めなければならない。

2 国民は、法令により開示又は利用が制限されている場合を除いては、管理機関が生産した空間情報を正当な手続を経て利用する権利を有する。

第3条の2（空間情報の取得・管理の基本原則） 国家空間情報システムの効率的な構築及び総合的活用のため、次の各号のいずれかに該当する場合には、国土の空間別・地域別の空間情報が均衡あるように含まれるようにしなければならない。

- 一 第 6 条による国家空間情報政策基本計画又は機関別の国家空間情報政策基本計画を策定する場合
- 二 第 7 条による国家空間情報政策施行計画又は機関別の国家空間情報政策施行計画を策定する場合
- 三 第 12 条による基本空間情報を取得及び管理する場合
- 四 第 17 条による国家空間情報統合システムを構築する場合

[本条新設 2013. 5. 22]

第 4 条（他の法律との関係） 空間情報の生産、管理、利用及び流通等について他の法律に特別の規定がある場合を除いては、この法律で定めるところによる。

第 2 章 国家空間情報政策の推進システム

第 5 条（国家空間情報委員会） 国家空間情報政策に関する事項を審議及び調整するために国土交通部に国家空間情報委員会（以下「委員会」という。）を置く。〈改正 2013. 3. 23〉

2 委員会は、次の各号の事項を審議する。

- 一 第 6 条による国家空間情報保護方針基本計画の樹立、変更及び執行の実績の評価
- 二 第 7 条による国家空間情報に関する政策施行計画（第 7 条による機関別の国家空間情報保護方針の施行計画を含む。）の樹立、変更及び執行の実績の評価
- 三 空間情報の流通及び保護に関する事項
- 四 国家空間情報システムの重複投資の回避等、投資の効率化に関する事項
- 五 国家空間情報システムの構築、管理及び活用に関する主要な政策の調整に関する事項
- 六 その他国家空間情報保護方針及び国家空間情報システムに関連する事項であって、委員長が付議する事項

3 委員会は、委員長を含む 30 人以内の委員により構成する。

4 委員長は、国土交通部長官とし、委員は、次の各号の者とする。〈改正 2012. 12. 18、2013. 3. 23〉

- 一 国家空間情報システムを管理する中央行政機関の次官級公務員であって、大統領令で定める者
- 二 地方自治体の長（特別市、広域市、特別自治市、道、特別自治道の場合には、副市長又は副知事）であって、委員長が委嘱する者 7 人以上
- 三 空間情報システムに関する専門知識及び経験が豊富な民間専門家であって、委員長が委嘱する者 7 人以上

5 第 4 項第二号及び第三号に該当する委員の任期は 2 年とする。ただし、委員の辞任等により新たに委嘱された委員の任期は、専任の委員の残余の任期とする。

6 委員会の業務を効率的に推進するために、次の各号の小委員会を置く。

- 一 総括調整小委員会
- 二 標準化・技術基準小委員会
- 三 産業振興分科会
- 四 測定及びチャネル調査小委員会
- 五 その他大統領令で定める小委員会

7 その他委員会及び小委員会の構成運営等に関して必要な事項は大統領令で定める。

第 6 条（国家空間情報政策基本計画の樹立） 政府は、国家空間情報システムの構築及び活用を促進するための国家空間情報政策の基本計画（以下「基本計画」という。）を 5 年ごとに策定して実施しなければならない。

2 基本計画には、次の各号の事項が含まなければならない。

- 一 国家空間情報システムの構築及び空間情報の活用促進のための政策の基本方向
- 二 第 12 条による基本的な空間情報の取得と管理
- 三 国家空間情報システムに関する研究開発
- 四 空間情報関連の専門人材の養成
- 五 国家空間情報システムの活用及び空間情報の流通
- 六 国家空間情報システムの構築、管理及び流通の促進に必要な投資及び資金調達計画
- 七 国家空間情報システムに関する国家標準の研究、普及及び技術基準の管理
- 八 「空間情報産業振興法」第 2 条第 1 項第二号による空間情報産業の育成に関する事項
- 九 その他国空間情報保護方針に関する事項

3 関係中央行政機関の長は、第 2 項各号の事項のうち所管業務に関する機関別の国家空間情報保護方針基本計画（以下「機関別の基本計画」という。）を作成して、大統領令で定めるところにより、国土交通部長官に提出しなければならない。〈改正 2013. 3. 23〉

4 国土交通部長官は、第 3 項により関係中央行政機関の長が提出した機関別の基本計画を総合して基本計画を策定し、委員会の審議を経て、「国家情報化基本法」第 9 条第 1 項による国民の情報化戦略委員会においてこれを確定する。〈改正 2009. 5. 22、2013. 3. 23〉

5 第 4 項により確定された基本計画を変更する場合の手続については、第 4 項を準用する。ただし、大統領令で定める軽微な変更をする場合は、この限りでない。

第 7 条（国家空間情報政策施行計画） 関係中央行政機関の長並びに特別市長、広域市長、特別自治市長、知事及び特別自治道知事（以下「市・道知事」という。）は、毎年、基本計画に基づき、所管業務に関連する機関別の国家空間情報政策施行計画（以下「機関別の実施計画」という。）を策定する。〈改正 2012. 12. 18〉

2 関係中央行政機関の長及び市・道知事は、第 1 項により確立された機関別の実施計画を大統領令で定めるところにより、国土交通部長官に提出しなければならない。国土交通部長官は、提出された機関別の実施計画を統合して、毎年、国家空間情報政策施行計画（以下「施行計画」という。）を策定し、委員会の審議を経てこれを確定する。〈改正 2013. 3. 23〉

3 第 2 項により確定された実施計画を変更しようとする場合には、第 2 項を準用する。ただし、大統領令で定める軽微な変更をする場合は、この限りでない。

4 国土交通部長官、関係中央行政機関の長及び市・道知事は、第 2 項又は第 3 項により確定又は変更された実施計画及び機関別の実施計画を実施し、その執行の実績を評価しなければならない。〈改 2013. 3. 23〉

5 国土交通部長官は、施行計画や機関別の実施計画の執行に必要な予算について、委員会の審議を経て、企画財政部長官に意見を提示することができる。〈改正 2013. 3. 23〉

6 実施計画及び機関別の実施計画の策定、実施及び執行実績の評価並びに第 5 項による国土交通部長官の意見提案について必要な事項は、大統領令で定める。〈改正 2013. 3. 23〉

第 8 条（管理機関との協議等） 機関別の実施計画を策定又は変更しようとする関係中央行政機関の長及び市・道知事は、関係する管理機関と協議しなければならない。この場合、関係中央行政機関の長及び市・道知事は、関係する管理機関の長に協議を求めることができる。

2 第 1 項により協議の要請を受けた管理機関の長は、特別な事由がない限り、30 日以内に協議を要請した関係中央行政機関の長又は市・道知事に意見を提示しなければならない。

第 9 条（研究開発等） 関係中央行政機関の長は、空間情報システムの構築及び活用に必要な技術の研究開発事業を効率的に推進するために、次の各号の業務を行うことができる。

- 一 空間情報システムの構築、管理及び利用並びに空間情報の流通等に関する技術の研究開発、評価、移転及び普及

- 二 産業界及び学界との共同研究及び開発
- 三 専門人材の養成及び教育
- 四 国際技術協力及び交流

2 関係中央行政機関の長は、大統領令で定めるところにより、第1項各号の業務を大統領令で定める空間情報関連機関、団体又は法人に委託することができる。〈改正 2012. 12. 18〉

第10条（政府の支援） 政府は、国家空間情報システムの効率的な構築及び活用を促進するために、次の各号のいずれかに該当する業務を遂行する者に対し、出えん、助成金の支給等、必要な支援をすることができる。

- 一 空間情報システムに関する技術の研究開発
- 二 空間情報システムに関する専門的人材の養成
- 三 空間情報システムに関する専門知識及び技術の支援
- 四 空間情報データベースの構築及び管理
- 五 空間情報の流通
- 六 第23条による空間情報の一覧情報の作成

第11条（国家空間情報保護方針に関する年次報告書） 政府は、国家空間情報政策の主要な施策に関する報告書（以下「年次報告書」という。）を作成して、毎年度の定期国会の開会前までに国会に提出しなければならない。

2 年次報告書には、次の各号の内容が含まれなければならない。

- 一 基本計画及び実施計画
- 二 国家空間情報システムの構築及び活用について推進された施策
- 三 国家空間情報システムの構築等、国の空間情報政策の推進状況
- 四 空間情報関連の標準及び技術基準の現状
- 五 「空間情報産業振興法」第2条第1項第二号による空間情報産業の育成に関する事項
- 六 その他国空間情報保護方針に関する重要事項

3 国土交通部長官は、年次報告書の作成等のために中央行政機関の長又は地方自治体の長に対し必要な資料の提出を求めることができる。この場合、要求を受けた中央行政機関の長又は地方自治団体の長は、特別な事由がない限り、これに応じなければならない。〈改正 2013. 3. 23〉

4 その他年次報告書の作成手順、方法等について必要な事項は、大統領令で定め。

第3章 国家空間情報基盤の造成

第12条（基本的な空間情報の取得及び管理） 国土交通部長官は、地形、海岸線、行政境界、道路又は鉄道の境界、河川の境界、地積、建物等の人工構造物の空間情報その他大統領令で定める主要な空間情報の基本的な空間情報として選定し、関係中央行政機関の長と協議した後、これを官報に告示しなければならない。〈改正 2013. 3. 23〉

2 関係中央行政機関の長は、第1項により選定して告示された基本的な空間情報（以下「基本的な空間情報」という。）を大統領令で定めるところにより、データベースを構築して管理しなければならない。

3 国土交通部長官は、管理機関が第2項により構築して管理するデータベース（以下「基本的な空間情報のデータベース」という。）を統合して、1つのデータベースとして管理しなければならない。〈改正 2013. 3. 23〉

4 基本的な空間情報の選択の基準及び手順、基本的な空間情報データベースの構築及び管理、基本的な空間情報のデータベースの統合管理その他必要な事項は、大統領令で定める。

第 13 条（空間客体登録番号の付与） 国土交通部長官は、空間情報データベースの効率的な構築、管理及び活用のために、建物、道路、河川、橋梁等の空間上の主要な客体に対し空間客体登録番号を付与し、これを告示することができる。〈改正 2012. 12. 18、2013. 3. 23〉

2 管理機関の長は、第 1 項により付与された空間客体登録番号に応じて、空間情報データベースを構築しなければならない。〈改正 2012. 12. 18〉

3 国土交通部長官は、空間情報を効率的に管理及び活用するために必要な場合、管理機関の長と共同で第 2 項による空間情報データベースを構築することができる。〈本項新設 2012. 12. 18、改正 2013. 3. 23〉

4 空間客体登録番号の付与手法、対象、維持及び管理その他必要な事項は、国土交通部令で定める。〈改正 2012. 12. 18、2013. 3. 23〉

[題目改正 2012. 12. 18]

第 14 条（空間情報の標準化） 空間情報に関する標準の制定及び管理については、この法律で定めるものを除いては、「国家標準基本法」及び「工業標準化法」に定めるところによる。

2 管理機関の長は、空間情報の共有及び共同利用を促進するために空間情報に関する標準についての意見を産業通商資源部長官に提示することができる。〈改正 2013. 3. 23〉

3 管理機関の長は、大統領令で定めるところにより、空間情報の構築、管理、利用及び空間情報の流通に関連する技術基準を定めることができる。

4 管理機関の長が空間情報に関する標準についての意見を提示しようとする場合及び技術基準を制定しようとする場合には、国土交通部長官と事前協議をしなければならない。〈改正 2013. 3. 23〉

第 15 条（標準の研究と普及） 国土交通部長官は、空間情報に関する標準の研究と普及を促進するために、次の各号の施策を行うことができる。〈改正 2013. 3. 23〉

- 一 空間情報システムの構築、管理、利用及び空間情報の流通等に関連した標準の研究
- 二 空間情報に関する国際規格の研究

第 16 条（基準等の遵守義務） 管理機関の長は、空間情報システムの構築、管理、利用及び空間情報の流通において、この法律で定める技術基準及び他の法律で定める基準に従わなければならない。

第 17 条（国家空間情報統合システムの構築・運営） 国土交通部長官は、管理機関と共同で、国家空間情報統合システムを構築して運営することができる。〈改正 2013. 3. 23〉

2 国土交通部長官は、管理機関の長に対し、国家空間情報統合システムの構築及び運用に必要な資料や情報の提供を求めることができる。この場合、データ又は情報の提供の要請を受けた管理機関の長は、特別な事由がない限り、これに応じなければならない。〈改正 2013. 3. 23〉

3 その他国家空間情報統合システムの構築及び運営に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第 18 条（国家空間情報センターの設置） 国土交通部長官は、空間情報を収集及び加工して情報を利用者に提供するために国家空間情報センターを設置して運営しなければならない。〈改正 2013. 3. 23〉

2 第 1 項による国家空間情報センター（以下「国家空間情報センター」という。）の設置及び運営等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第 19 条（資料の提出の要求等） 国土交通部長官は、国家空間情報センターの運営に必要な空間情報を生産又は管理する管理機関の長に対し、資料の提出を要求することができ、資料の提出要求を受けた管理機関の長は、特別な事由がある場合を除いては、データを提供しなければならない。ただし、管理機関が公共機関である場合には、データを送信する前に、「公共機関の運営に関する法律」第 6 条第 2 項による主務機関（以下「主務機関」という。）の長に事前協議しなければならない。〈改正 2013. 3. 23〉

第 20 条（データの加工等） 国土交通部長官は、空間情報の利用を促進するために第 18 条により収集した空間情報を分析又は加工した情報を利用者に提供することができる。〈改正 2013. 3. 23〉

2 国土交通部長官は、第 1 項により処理された情報の正確性を維持するために、収集された空間情報等の誤謬があると判断される場合には、データを提供する管理機関に対し、関係データの修正又は補完を要求することができ、データの変更又はバックアップを要求された管理機関の長は、それに伴う措置の結果を国土交通部長官に提出しなければならない。ただし、管理機関が公共機関である場合には、措置結果を提出する前に、主務機関の長と事前協議しなければならない。〈改正 2013. 3. 23〉

第 4 章 国家空間情報システムの構築及び活用

第 21 条（空間情報データベースの構築及び管理） 管理機関の長は、その機関が生産又は管理している空間情報を他の機関が生産又は管理する空間情報との互換性が可能になるように、第 14 条による空間情報に関する標準的又は技術的条件に応じて、空間情報データベースを構築して管理しなければならない。

2 管理機関の長は、その機関が管理している空間情報のデータベースを最新の情報に基づいて維持されるように努めなければならない。

3 管理機関の長は、中央行政機関及び地方自治体からの空間情報データベースの構築、管理等のために必要な空間情報の閲覧、複製等の関連資料の提供要請を受けたときは、特別な事由がない限り、これに応じなければならない。

4 管理機関の長は、中央行政機関及び地方公共団体以外の管理機関から空間情報データベースの構築、管理等のために必要な空間情報の閲覧、複製等の関連資料の提供要請を受けたときは、これに協力することができる。

5 第 3 項及び第 4 項により提供された空間情報は、第 1 項による空間情報データベースの構築及び管理以外の目的に使用してはならない。

第 22 条（重複投資の防止） 管理機関の長は、新たな空間情報のデータベースを構築しようとする場合には、既存の空間情報システムとの重複投資が行われないように、事前に、次の各号の事項を検討しなければならない。

一 構築しようとする空間情報のデータベースが教育機関又は他の管理機関において既に導入されているか否か

二 その機関又は他の管理機関において既に構築されている空間情報データベースの活用状況

2 管理機関の長が、新たな空間情報のデータベースを構築しようとする場合には、その空間情報データベースの構築及び管理に関する計画を策定し、国土交通部長官に通報しなければならない。ただし、管理機関が公共機関である場合には、通知前に、主務機関の長と事前協議しなければならない。〈改正 2013. 3. 23〉

3 国土交通部長官は、第 2 項により通知された空間情報データベースの構築及び管理に関する計画が重複投資に該当すると判断されるときは、委員会の審議を経て、その空間情報のデータベースを構築しようとする管理機関の長に対し是正を求めることができる。〈改

正 2013. 3. 23>

4 国土交通部長官は、管理機関の長が第 1 項による検討のために必要なデータを要求する場合には、特別な事由がない限り、これを提供しなければならない。〈改正 2013. 3. 23〉

5 第 3 項による重複投資に該当するか否かの判断に必要な基準は、大統領令で定めることができる。

第 23 条（空間情報の一覧情報の作成） 管理機関の長は、その機関が構築して管理している空間情報の一覧情報（情報の内容、機能、精度、他の情報との関係等、情報の特性を説明する情報をいう。以下「リスト情報」という。）を第 14 条による空間情報に関する標準及び技術基準に基づき作成又は管理するように努めなければならない。

2 管理機関の長は、その機関が構築して管理しているリストの情報を特別な事由がない限り、国土交通部長官に随時提出しなければならない。ただし、管理機関が公共機関である場合には、送信する前に、主務機関の長と事前協議しなければならない。〈改正 2013. 3. 23〉

3 その他一覧情報の作成や管理について必要な事項は、大統領令で定める。

第 24 条（協力体制の構築） 管理機関の長は、空間情報システムの構築、管理及び活用において、管理機関相互間又は管理機関と産業界と学界の間の協力システムを構築することができる。

第 25 条（空間情報の活用等） 管理機関の長は、所管業務を遂行するに当たり、空間情報を活用する施策を講じなければならない。

2 国土交通部長官は、大統領令で定める国土現況を調査して、これを空間情報として制作し、第 1 項による業務に活用できるように提供することができる。〈改正 2013. 3. 23〉

3 管理機関の長は、特別な事由がない限り、その機関が導入又は管理している空間情報システムを他の管理機関と共同で利用できるように協力しなければならない。

第 26 条（空間情報の公開） 管理機関の長は、当該機関が生産する空間情報を国民が利用できるように公開目録を作成して、大統領令で定めるところにより公開しなければならない。ただし、「公共機関の情報公開に関する法律」第 9 条による非公開対象情報は、この限りでない。〈改正 2013. 5. 22〉

2 国土交通部長官は、管理機関の長と協議して、第 1 項本文による公開目録のうち活用度が高い空間情報の目録を定め、国民が容易に利用できるよう、大統領令で定めるところにより、公開しなければならない。〈改正 2013. 5. 22〉

第 27 条（空間情報の複製、販売等） 管理機関の長は、大統領令で定めるところにより、その機関が管理している空間情報データベースの全部又は一部を複製、又は公開して販売又は配布したり、データベースから出力されたデータを情報利用者に提供することができる。ただし、法令及び第 28 条の保安管理規程に基づき開示又は漏洩が禁止された情報についてはこの限りでない。

2 管理機関の長は、大統領令で定めるところにより、空間情報のデータベースから複製又は出力したデータを利用する者から使用料や手数料を受領することができる。

第 5 章 国家空間情報の保護

第 28 条（保安管理） 管理機関の長は、空間情報又は空間情報データベースの構築、管理及び活用において、公開が制限されている空間情報への不当なアクセス、利用又は空間情報の流出を防止するために必要な保安管理規程を大統領令で定めるところにより制定して施行しなければならない。

2 管理機関の長は、第 1 項により保安管理規程を制定しようとする場合には、国家情報院長と協議しなければならない。保安管理規程を改正しようとする場合もまた同じ。

第 29 条（空間情報のデータベースの安全性の確保） 管理機関の長は、空間情報データベースの滅失又は毀損に備えて、大統領令で定めるところにより、これを別々に複製して管理しなければならない。

第 30 条（空間情報等の侵害又は毀損等の禁止） 何人も、管理機関が生産又は管理するための空間情報又は空間情報のデータベースを侵害又は毀損し、又は法令により開示が制限されている空間情報を管理する機関の許可なしに無断で閲覧、複製又は漏洩してはならない。

2 何人も、空間情報又は空間情報のデータベースを使用して、他の人の権利又はプライバシーを侵害してはならない。

第 31 条（秘密の遵守等の義務） 管理機関又はこれらの法律又は他の法令により委託を受けた国家空間情報システム関連の業務を遂行する機関、団体、組織に所属する者又は所属していた者（請負契約等によりその業務を遂行する者及びその使用者を含む。）は、国家空間情報システムの構築、管理及び活用に関する職務を遂行するに当たり、知り得た秘密を漏洩又は盗用してはならない。

第 6 章 罰 則

第 32 条（罰則） 第 30 条第 1 項に違反して、空間情報又は空間情報のデータベースを不正に侵害又は毀損した者は、2 年以下の懲役又は 2000 万ウォン以下の罰金に処する。

第 33 条（罰則） 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以下の罰金に処する。

- 一 第 30 条第 1 項に違反して、空間情報や空間情報のデータベースを管理する機関の許可なしに無断で閲覧、複製又は流出した者
- 二 第 31 条に違反して、職務上知り得た秘密を漏洩し、又は盗用した者

第 34 条（両罰規定） 法人の代表者、法人又は個人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は個人の業務について第 32 条又は第 33 条の違反行為をした場合、その行為者を罰するほか、その法人又は個人に対しても各該当条文の罰金を科する。ただし、法人又は個人がその違反行為を防止するために、その業務について相当の注意及び監督を怠らなかつた場合は、この限りでない。

附 則<第 9440 号、2009. 2. 6>

第 1 条（施行日） この法律は、公布した日から 6 月が経過した日から施行する。

第 2 条（他の法律の廃止） 国家地理情報システムの構築及び活用等に関する法律は、これを廃止する。

第 3 条（他の法律の廃止に伴う経過措置） この法律施行当時、従前の「国家地理情報システムの構築及び活用等に関する法律」（以下「従前の法律」という。）により確立された基本計画及び実施計画は、この法律により確立された基本計画（機関別の基本計画を含む。）及び実施計画（機関別の実施計画を含む。）とみなし、その基本計画及び実施計画に基づき実施された事業及び実施している事業は、この法律に基づき実施された事業又は施行中の

事業とみなす。この場合、従前の法律により確立された基本計画及び実施計画は、この法律による基本計画及び実施計画が最初に確立されて確定されるまで、この法律に基づく基本計画と実施計画とみなす。

2 この法律施行前に従前の法律に違反する行為については、従前の法律の規定を適用して処罰する。

第4条（他の法律の改正） 国土基本法の一部を次のように改正する。

第23条を削除する。

2 宇宙開発振興法の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「「国家地理情報システムの構築及び活用等に関する法律」に基づく地理情報」を「「国家空間情報に関する法律」に基づく空間情報」とする。

附 則<第9705号、2009.5.22>（国家情報化基本法）

第1条（施行日） この法律は、公布した日から3月が経過した日から施行する。～ただし書は略～

第2条 ～略～

ないし

第5条 ～略～

第6条（他の法律の改正） 第1項及び第2項～略～

3 法律第9440号国家空間情報に関する法律の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「「情報化促進基本法」に基づく情報化推進委員会」を「「国家情報化基本法」第9条第1項による国民の情報化戦略委員会」とする。

第4項から第12項まで ～略～

第7条 ～略～

～中略～

附 則（政府組織法）<第11690号2013.3.23>

第1条（施行日） この法律は、公布した日から施行する。～第2項は略～

第2条 ～略～

ないし

第7条 ～略～

（以 上）